

岩手県告示第 818 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 普代小屋瀬線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 294 番 4 地先から 288 番 12 地先まで
 - (2) 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 261 番 5 地先から 260 番 2 地先まで
 - (3) 下閉伊郡岩泉町安家字大平 91 番地先から 89 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 10 月 30 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - (2) 期間 平成 21 年 10 月 30 日から同年 11 月 30 日まで